春日井市暮らしいきいき資金融資あっ旋要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活のため一時的に必要とする資金を調達すること が困難な市民の生活の安定と充実を図るため、生活資金の融資あっ旋を 行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(融資あっ旋対象者)

- 第2条 融資あっ旋の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 20歳以上66歳未満で、かつ、完済時71歳未満の個人であること。
 - (2) 市内に引き続き1年以上住所を有すること。
 - (3) 返済可能な継続・安定した収入があること。
 - (4) 市税を滞納していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、融資あっ旋の対象としない。
 - (1) 既にこの要綱による融資あっ旋を受け、当該資金の償還を終わって いない者
 - (2) 附則第2項の規定による廃止前の春日井市くらしを守る資金融資あっ旋要綱(昭和53年12月1日施行)による融資あっ旋を受け、当該資金の償還を終わっていない者

(融資あっ旋対象資金)

第3条 融資あっ旋対象となる資金は、その用途を自由とする。ただし、 事業性資金及び旧債務返済資金は除くものとする。

(融資あっ旋の条件等)

- 第4条 融資あっ旋の条件等については、次に定めるとおりとする。
 - (1) あっ旋額 10万円以上50万円以内。ただし、1万円単位とする。
 - (2) 期間 6か月以上5年以内。ただし、6か月単位とする。
 - (3) 利率 年 7.5 パーセント (保証料を含む。)

- (4) 貸付方法 証書貸付
- (5) 償還方法 元利均等毎月払。ただし、元金の 50 パーセント以内で ボーナス償還の併用は可能とする。また、据置きはしない。
- (6) 担保 不要
- (7) 保証会社 取扱金融機関指定の保証会社の保証を付保する。
- (8) 保証人等 不要。ただし、保証会社が要請する場合は、必要とする。 (融資あっ旋申請)
- 第5条 融資のあっ旋を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提 出しなければならない。
 - (1) 春日井市暮らしいきいき資金融資あっ旋申込書 (第1号様式。以下「融資あっ旋申込書」という。)
 - (2) 所得を証明するもの
 - (3) その他市長が特に必要と認めるもの (融資あっ旋決定)
- 第6条 市長は、融資あっ旋申込書を受理したときは、その内容を審査し、 適当と認めたときは、融資あっ旋依頼書及び関係書類を取扱金融機関に 送付するものとする。
- 2 取扱金融機関は、前項の送付を受けたときは、直ちに融資の可否を審査し、その結果を市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、前項の報告を受けたときは、直ちに融資あっ旋決定通知書(第 2号様式)又は融資あっ旋却下通知書(第3号様式)により申込者に通 知するものとする。
- 4 前項により融資あっ旋決定通知を受けた者は、速やかに取扱金融機関 所定の契約及び借受手続きを行うものとする。

(融資あっ旋決定の取消し等)

第7条 市長は、融資のあっ旋決定を受けた者が、次の各号のいずれかに 該当するときは、あっ旋決定の全部又は一部を取り消し、若しくは取扱 金融機関の貸付金の全部又は一部を繰上償還させるよう指示することがができるものとする。

- (1) 虚偽の申請によりあっ旋の決定を受けたとき。
- (2) 融資を受けた資金を第3条ただし書に掲げる資金に流用したとき。
- 2 市長は、前項の規定によりあっ旋決定を取り消したときは、融資あっ 旋決定取消通知書(第4号様式)により借受人に通知するものとする。 (審査委員会)
- 第8条 融資あっ旋の決定取消し等重要な事項を審査するため、春日井市 暮らしいきいき資金融資あっ旋審査委員会(以下「審査委員会」という。) を置く。
- 2 審査委員会は、次の委員をもって組織する。
 - (1) 市長が指名する副市長
 - (2) 総務部長
 - (3) 市民生活部長
 - (4) 社会福祉事務所長
 - (5) 市民活動推進課長
 - (6) 取扱金融機関代表
- 3 審査委員会は、必要の都度開催する。

(取扱金融機関の協力等)

- 第9条 取扱金融機関は、次に定める事項について、誠実に行わなければ ならない。
 - (1) 資金の貸付けに関する市長からの調査報告依頼に協力すること。
 - (2) その他暮らしいきいき資金融資あっ旋の円滑な運用に努めること。 (利子補給)
- 第10条 市長は、この要綱の規定により融資のあっ旋決定をした者に対し、 別に定めるところにより、予算の範囲内で、年 4.0 パーセントの利子に 相当する額を補助金として交付するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(春日井市くらしを守る資金融資あっ旋要綱の廃止)

2 春日井市くらしを守る資金融資あっ旋要綱は、廃止する。

(春日井市くらしを守る資金融資あっ旋要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に前項の規定による廃止前の春日井市くらし を守る資金融資あっ旋要綱の規定に基づき融資のあっ旋をした資金につ いては、同要綱は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。